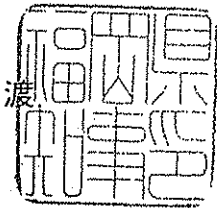




福岡県国民保護協議会会長 殿

福岡県知事 麻 生 渡



「福岡県国民保護計画」について（諮問）

我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態等において、国、地方公共団体及び指定公共機関等が実施する住民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処、その他の国民の保護のための措置等に関して必要な事項を定めた「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（国民保護法）が平成 16 年 9 月に施行されました。

県では、この国民保護法や昨年度末に国が定めた国民の保護に関する基本指針に基づき、県内での国民の保護のための措置（住民の避難、避難住民等の救援、災害への対処等）を定める「福岡県国民保護計画」を平成 17 年度中に作成することとしております。

この計画は、本県がアジアに近接し交通の要衝となっていることや多くの人口を持つ 2 つの政令市を有すること等の地理的、社会的特性を反映した実効性のあるものとし、国や他の都道府県はもとより、県内の市町村や関係機関等と連携協力して対応していくための体制づくりを進めて参ることとしております。

つきましては、県民を保護するための措置を円滑かつ総合的に推進するため、「福岡県国民保護計画」に関して貴会の意見を求めます。